

悪意の商標出願に関するシンポジウムにおいて日本が提示した例

(1)他者からの許諾料や譲渡対価の取得のみを目的として行われる商標出願・登録等と認められる事例

「アールシータバーン」事件(知財高裁平成 24 年(行ケ)第 10019 号)

A 社使用商標

出願された商標

RC TAVERN

VS

アールシータバーン

アールシータバーン

飲食店の名称として使用

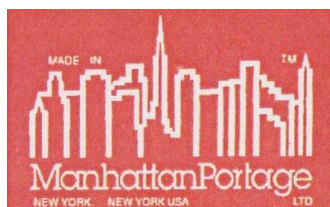
指定役務: 飲食物の提供

(2) 米国内で広く認識されていた周知商標について、使用許諾を得ていないことを認識しつつ、これに類似する商標の登録出願を行ったことから、不正の目的があったと認められる事例

「ManhattanPortage」事件(東京高裁平成 14 年(行ケ)第 593 号)

B 社使用商標、米国登録商標

出願された商標



VS



指定商品: かばん類、袋物、等

使用及び指定商品: ショルダーバッグ、スポーツバッグ、等